

平成18年12月6日  
消 防 庁

## 灯油用運搬容器からの漏えい事故に係る注意喚起

消防法の規定により灯油などの危険物を運搬する場合は、消防法令で定める基準に適合する容器に収納し運搬することとされていますが、このたび、運搬中に基準に適合しない灯油用運搬容器から灯油が漏えいする事故が発生しました。

このため、本日、灯油用運搬容器からの灯油の漏えい事故について、別添資料のとおり各都道府県消防防災主管部長等へ通知いたしましたので、公表します。

<別添資料>

1. [灯油用運搬容器からの灯油の漏えい事故について](#)
2. [関係法令](#)

### 連絡先

危険物保安室 田中補佐  
佐藤係長

TEL 03-5253-5111(代表)

内線 7704・7715

TEL 03-5253-7524(直通)

FAX 03-5253-7534